

# 一般社団法人つくばスマートシティ協議会 契約規程

令和6年6月3日制定

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人つくばスマートシティ協議会（以下「協議会」という。）における契約事務について必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 契約方法

### (契約方法)

第2条 協議会は、次のいずれかの方法により契約を締結する。

- (1) 随意契約
- (2) 指名競争契約

2 契約締結の事務処理に当たっては、その責に任ずる契約事務責任者として、一般社団法人つくばスマートシティ協議会会計規程第5条の規定に定める会計責任者（以下「会計責任者」という。）が行うものとする。

### (随意契約)

第3条 協議会における契約は、随意契約とする。ただし、次に掲げる金額を超過する契約は、代表理事があらかじめ指名する理事2名の承認を経て、随意契約又は指名競争契約のいずれかの契約方法を決定するものとする。

- (1) 工事又は製造の請負 250万円
- (2) 財産の買入れ 160万円
- (3) 物件の借入れ 80万円
- (4) 財産の売払い 50万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円

2 随意契約を締結しようとする場合は、契約条項、設計書、仕様書その他見積りに必要な事項を示して、2人以上から見積書を徴しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、随意契約を締結しようとする者から見積書を徴することにより、他の者から見積書を徴しないことができる。

- (1) 契約の性質又は目的により契約の相手方が特定される時。
- (2) 前号に掲げるもののほか、代表理事がその契約の性質上2人以上から見積書を徴する必要がないと認めるとき。

4 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書を徴しない

ことができる。

- (1) 官公署と契約をするとき
- (2) 官報、県報、収入印紙、郵便切手、新聞等を購入するとき
- (3) 水道、電気、電話等の使用契約を締結するとき
- (4) 予定価格が 20 万円未満の契約を締結するとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、代表理事がその契約の性質上見積書を徴する必要があると認めるとき

#### (指名競争契約)

第 4 条 協議会は、前条第 1 項ただし書の規定により指名競争契約を締結する場合は、指名競争入札により契約の相手方を決定しなければならない。

- 2 指名競争契約に当たっては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を相手方とするものとする。
- 3 協議会は、指名競争入札を実施する場合は、代表理事が定める申請期日の 5 日前の日までにホームページその他の方法により、指名競争入札の概要及び参加方法を周知しなければならない。
- 4 指名競争入札に参加しようとする者は、前項の申請期日までに、指名競争入札参加申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添付して、協議会に提出しなければならない。
  - (1) 過去の業績や実績を証明する資料
  - (2) 当該指名競争入札に係る事業の実施に資格が必要な場合には、当該資格を有することを証明する書類
  - (3) 暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する誓約書（様式第 2 号）
- 5 代表理事は、指名競争契約により契約を締結しようとする場合は、当該指名競争入札に参加申請をした者（以下「申請者」という。）のうちから、原則として 3 名以上を指名しなければならない。この場合において代表理事は、当該指名競争入札に係る事業を実施するために必要な資格及び能力があるかどうかを審査し、指名するものとする。
- 6 代表理事は、前項の規定により指名をする場合は、指名競争入札参加決定通知書（様式第 3 号）により、参加を認めない場合は指名競争入札参加不決定通知書（様式第 4 号）により当該申請者に通知するものとする。
- 7 代表理事は、指名すべき者が 1 又はない場合は、随意契約によることができる。この場合においては、最初競争に付す際に定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

#### (予定価格の決定)

第 5 条 協議会は、契約を締結しようとする場合は、その事項に関する設計書、仕様書等によって予定価格を定めなければならない。

- 2 予定価格は、契約の目的に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、役務の提供、使用等の契約の場合においては、単価について、その予定価格を定めることができる。
- 3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需要の状況履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

### 第3章 契約の締結

#### (契約書の作成)

第6条 協議会は、契約を締結しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当しない事項は、省略することができる。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金額
- (5) 契約履行の場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更又は契約内容の変更
- (8) 監督及び検査
- (9) 履行遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害賠償金
- (10) 危険負担
- (11) 契約不適合責任
- (12) 契約に関する紛争の解決方法
- (13) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

#### (契約書の省略)

第7条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 予定価格が150万円未満の契約を締結するとき
  - (2) 物品を売り払う場合において、買取人が直ちに代金を納付してその物品を引き取るとき
  - (3) 前2号に定めるもののほか代表理事がその必要がないと認めるとき
- 2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合においては、契約の適正な履行を確保するため請書(様式第5号)その他これに準ずる書面を契約の相手方から徴さなければならない。ただし、予定価格が20万円未満の契約を締結するときは、この限りでない。

#### 第4章 契約の履行

##### (権利義務の譲渡等の制限)

第8条 契約の相手方は、契約で定めるところにより、契約に関する権利義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供することができないものとする。ただし、あらかじめ、代表理事の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

##### (履行期限の延長)

第9条 契約の相手方は、契約で定めるところにより、天災地変その他の自己の責めに帰することのできない理由により履行期限までにその義務を履行できない場合は、履行期限延長申請書（様式第6号）により履行期限の延長を代表理事に申請することができる。

2 代表理事は、前項の申請があった場合は、その事実を審査し、正当な理由があると認めるときは、契約の相手方と協議して履行期限の延長日数を定めるものとする。

##### (契約の解除)

第10条 協議会は、契約で定めるところにより、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 履行期限までに契約を履行せず、又は履行の見込みがないと認められるとき
- (2) 契約の相手方として資格を欠くことになったとき
- (3) 前2号に定めるもののほか、契約の相手方、その代理人、支配人その他の使用人が法令又は契約に違反し、その違反により契約の目的が達することができないと認められるとき
- (4) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
- (5) 第12条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき

2 代表理事は、前項の規定により契約を解除するときは、契約解除通知書（様式第7号）により契約の相手方に通知するものとする。

第11条 協議会は、契約で定めるところにより、請負契約及び運送、作業、調査その他役務の提供に係る契約において、その履行が完了しない間は、前条第1項に規定する場合のほか、必要がある場合は、契約を解除することができるものとする。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、これにより契約の相手方に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。この場合において、賠償額は、協議会が契約の相手方と協議して定める。

第12条 契約の相手方は、契約で定めるところにより、契約の内容の変更により契約金額が3分の2以上増減した場合又は協議会の責めに帰すべき理由により契約を履行できな

い状態が相当の期間にわたる場合その他協議会が法令又は契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められる場合は、契約を解除することができる。

第13条 協議会は、必要があると認めるときは、前3条の規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第14条 協議会は、契約で定めるところにより、第10条の規定により契約を解除した場合は、契約金額（契約金の一部を履行した場合は、契約金額から控除した額とする。）の10分の1以内の額を違約金として徴収するものとする。

(相殺)

第15条 協議会が負う債務は、契約で定めるところにより、契約の相手方が負う債務と相殺することができる。

## 第5章 監督、検査、引渡し等

(監督職員)

第16条 契約の適正な履行を確保するため、会計責任者が命じる職員が監督を行う。

2 前項の規定にかかわらず、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により協議会の職員によって監督を行うことが困難であり、又は適当でないと認められる場合は、協議会の職員以外の者に委託して当該監督を行わせることができる。

(履行の監督)

第17条 前条の規定により監督を行う者（以下「監督職員」という。）は、請負契約又は物件の買入れその他の契約の履行について、契約書、設計書、仕様書その他の関係書類（以下「契約図書」という。）に基づき、立会い、工程の管理その他の方法により監督を行い、必要に応じ材料の試験又は検査を行い、及び契約の相手方に必要な指示をしなければならない。

(検査職員)

第18条 契約の目的たる給付の完了の確認をするために行う検査は、会計責任者が行う。

2 前項の規定にかかわらず、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により協議会の職員によって検査を行うことが困難であり、又は適当でないと認められる場合は、協議会の職員以外の者に委託して当該検査を行わせることができる。

(兼業の禁止)

第19条 前条の規定により検査を行う者（以下「検査職員」という。）は、特別の必要がある場合を除くほか、監督職員と兼ねることができない。

(検査)

第20条 検査職員は、相手方が契約の給付を完了した場合は、必要な検査をしなければならない。

2 前項の規定による検査は、契約図書に基づき、契約の相手方及び必要に応じ当該契約に係る関係職員の立会いを求め、当該給付の内容を確認して行わなければならない。

3 検査職員は、第1項の規定による検査をする場合において必要があるときは、破壊し、若しくは分解し、又は試験して検査を行うものとする。この場合において、当該検査に直接必要な経費及び復旧に要する経費は、契約で定めるところにより、契約の相手方の負担とする。

(引渡し)

第21条 協議会は、前条第1項の検査によって給付の完了を確認した後、当該目的物の引渡しを受けるものとする。

2 協議会は、給付の完了に先立って引渡しを受けるべき目的物の部分があるときは、当該部分について、第18条第1項の規定による検査による確認後、当該部分の引渡しを受けるものとする。

(契約代金の請求)

第22条 契約の相手方は、契約で定めるところにより、第20条第1項の検査に合格し、契約の目的物の引渡しを完了した場合は、書面をもって契約代金の支払を請求することができる。

2 協議会は、前項の規定による請求を受けた場合は、当該代金を支払うものとする。

(前金払)

第23条 協議会は、契約で定めるところにより、前金払をすることができる。

2 協議会は、契約で定めるところにより、協議会との契約が解除された場合は、前金払の支払いを受けた者に対し、既に支払った前払金を返還させるものとする。

## 第6章 雑則

(執行伺)

第24条 契約を伴う事業を執行しようとする場合は、あらかじめ執行伺（様式第8号）により、その決定の手續を執らなければならない。ただし、予定価格が20万円未満の場合

は、この限りでない。

2 執行伺には、次に掲げる文書を添付しなければならない。

- (1) 仕様書
- (2) 随意契約をしようとする場合は、随意契約調書（様式第9号）

（契約締結伺）

第25条 契約を締結しようとする場合は、契約締結伺により、その決定の手続を執らなければならない。ただし、契約金額が20万円未満の契約を締結する場合は、この限りでない。

2 契約締結伺には、次に掲げる文書を添付しなければならない。

- (1) 仕様書
- (2) 契約調書（様式第10号）
- (3) 契約書の案（第7条第1項の規定により契約書の作成を省略する場合を除く。）

（委任）

第26条 この規程の実施に関して必要な事項は、代表理事が別に定める。

（改正及び廃止）

第27条 この規程は、理事会の決議によって改正し、又は廃止することができる。

附 則

この規程は、令和6年6月3日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

指名競争入札参加申請書

年 月 日

一般社団法人つくばスマートシティ協議会

代表理事 宛

所在地

名称

代表者

印

次のとおり、指名競争入札の参加について申請します。

件 名	
称号又は名称	
代表者(職)氏名	
所在地又は住所	〒
電 話 番 号	
メールアドレス	
担 当 者	(部署名) (職氏名)

※過去の業績や実績を証明する資料及び暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する誓約書を添付すること。



様式第2号（第4条関係）

## 暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する誓約書

一般社団法人つくばスマートシティ協議会  
代表理事 宛

一般社団法人つくばスマートシティ協議会指名競争入札に参加するに当たり、下記の事項に相違ないことを誓約いたします。

### 記

第1条 代表者、役員又は従業員若しくは構成員について、暴力団員等反社会的勢力に該当しないことを誓約します。

第2条 本誓約に違反又は相違があり、締結した契約の規定により支払われた金銭の返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

第3条 代表理事が必要と認める場合には、暴力団員若しくは暴力団員又は暴力団関係者であるか否かの確認のため、警察への照会がなされることに同意いたします。

2 本誓約書において、「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

第4条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないことを誓約します。

以上

年 月 日

所在地  
名称  
代表者

印

様式第3号（第4条関係）

指名競争入札参加決定通知書

年 月 日

（契約の相手方） 殿

一般社団法人つくばスマートシティ協議会  
代表理事

次のとおり、指名競争入札の参加決定について通知します。

件 名	
称号又は名称	
代表者（職）氏名	
入札の日時	
入札場所 及び方法	
必要な資格	

様式第4号（第4条関係）

指名競争入札参加不決定通知書

年 月 日

（申請者） 殿

一般社団法人つくばスマートシティ協議会  
代表理事

次のとおり指名競争入札の参加不決定について通知します。

- 1 申請のあった案件名
- 2 不決定の理由

様式第5号（第7条関係）

請 書

収 入  
印 紙

件 名

仕 様

契 約 金 額 円

履 行 場 所

履 行 期 限

上記の事項について、仕様書等に基づき確実に履行することを誓約してお請けいたします。

年 月 日

一般社団法人つくばスマートシティ協議会 代表理事 殿

住 所  
氏 名

様式第6号（第9条関係）

履行期限延長申請書

年 月 日

一般社団法人つくばスマートシティ協議会

代表理事 宛

所在地

名称

代表者

印

次のとおり、履行期限の延長を申請します。

件名	
履行期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
延長期限	年 月 日まで 日間
延長理由	

様式第7号（第10条関係）

契約解除通知書

年 月 日

（契約の相手方） 殿

一般社団法人つくばスマートシティ協議会  
代表理事

次のとおり契約を解除します。

- 1 解除する契約
- 2 解除する理由

様式第8号（第24条関係）

## 執行伺

代表理事	事務局長	事務局次長	事務局書記					
理事	理事	供覧						
起案者				決裁年月日	年	月	日	
職氏名				起案年月日	年	月	日	
下記のとおり事業を執行してよろしいか伺います。								
事業名								
施行場所								
事業の種類								
事業概要								
施行理由								
施行期間								
予算科目				予定金額				円
				配当残額				円
契約方法	<input type="checkbox"/> 随意契約 <input type="checkbox"/> 指名競争契約							
入札予定日	年   月   日							
添付書類	<input type="checkbox"/> 仕様書 <input type="checkbox"/> 随意契約調書							

様式第9号（第24条関係）

## 随意契約調書

事業名		
選定業者	商号又は名称	所在地
根拠	一般社団法人つくばスマートシティ協議会契約規程 第3条第1項第 号該当	
随意契約及び業者選定の理由		



様式第 10 号 (第 25 条関係)

契約調書

件名	
選定業者	
業者選定の理由	
予定価格	円